

上田市除雪方針

(大雪災害に備えて)



(平成26年12月)

上 田 市

目次

上田市除雪方針の概要

1 要旨	2 ページ
2 基本方針	2 ページ
3 全体計画（除雪体制フロー）	3 ページ

除雪実施計画

1 降雪時の活動体制	4 ページ
（1）都市建設部の職員配備体制	4 ページ
（2）その他部局の職員配備体制	6 ページ
2 除雪活動計画	7 ページ
（1）幹線道路の除雪	7 ページ
（2）生活道路の除雪	8 ページ
（3）公共施設等の除雪	8 ページ
小中学校	8 ページ
保育園・公立幼稚園	8 ページ
通学路・通園路	9 ページ
その他公共施設	9 ページ
（4）要支援者宅の除雪	9 ページ
（5）排雪場所の確保	10 ページ
3 その他の活動計画	10 ページ
4 除雪に対する支援・補助	10 ページ

情報の収集・伝達

1 情報の受発信体制	11 ページ
2 情報の伝達手段	11 ページ
3 啓発活動	11 ページ

上田市除雪方針の概要

1 背景

平成26年2月14日から15日にかけての大雪は、上田市中心部で観測史上最大の積雪76cmを記録し、家屋の損壊や農業施設の倒壊など大きな被害を与えるとともに、道路やバス・鉄道等の交通機能が麻痺し、市民生活に多大な影響を及ぼした。

国や県、市により懸命な除雪作業が実施されたが、記録的な大雪に加え、委託業者や除雪機械の圧倒的な不足で除雪作業が追い付かず、幹線道路の長時間にわたる渋滞や通行止め、車両の立ち往生などが市内各所で多数発生し、交通障害や道路の寸断で通勤、通学はもとより物流等にも影響を与えるなど、市民の日常生活に大きな混乱をもたらした。

本方針は、こうした経験や教訓を今後に活かし、降雪時の迅速な初動対応や除雪対策が図れるよう上田市の除雪体制を明確に示すことを目的に策定した。

また、策定にあたっては「上田市地域防災計画」や「上田市職員応急対策マニュアル」、「上田市災害検証チーム」による大雪災害検証結果を踏まえ、「上田市除雪方針」としてまとめた。

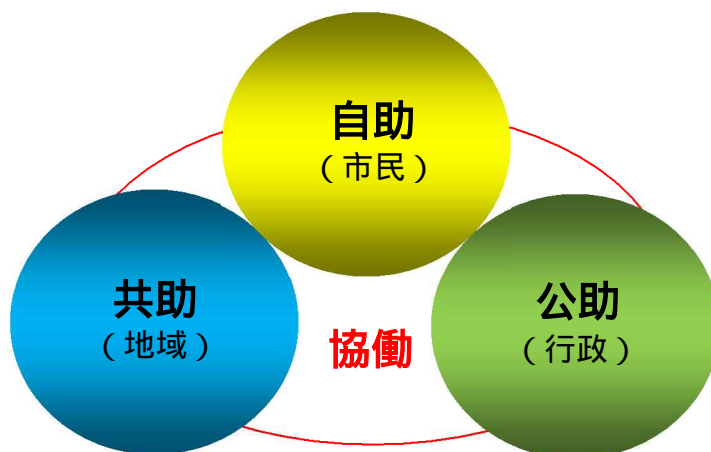
2 基本方針

§ 市民と行政がそれぞれの役割を分担した『自助・共助・公助』による協働の除雪体制 §

雪害は、他の気象災害と比べ、市全域またはかなり広い範囲に渡るものであると同時に、市民生活や経済活動に大きな影響を与える。

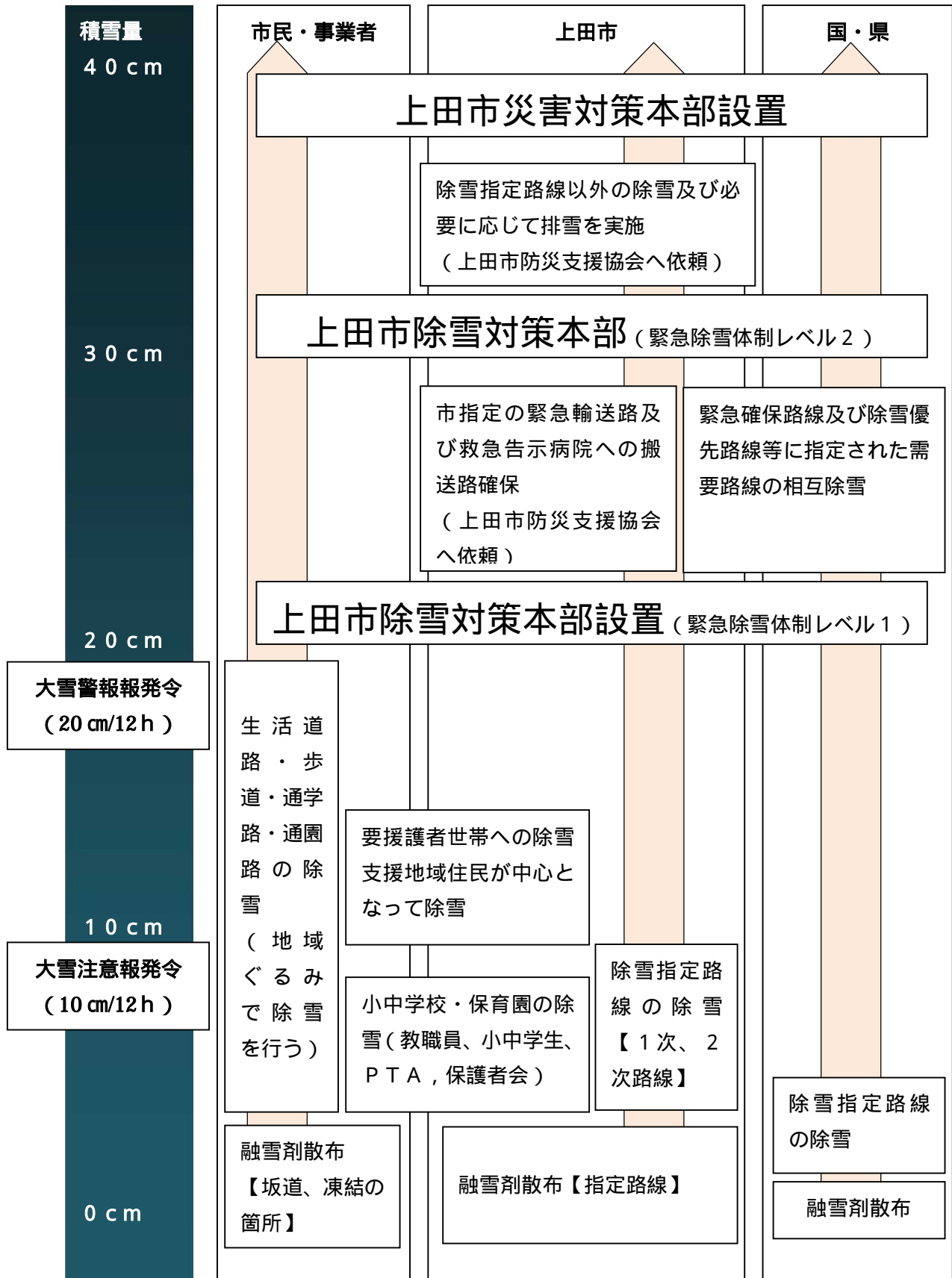
そのため、市は関係機関と連携を図り、十分な体制を整えておくことは当然のことであるが、高齢者の増加や核家族化、市民ニーズの多様化で道路の除排雪に関する要望が増加する反面、長引く景気の低迷や公共事業の減少で除雪を請け負う建設業者や除雪機械が不足し、オペレーターの高齢化で担い手が確保できないなど、市の除雪体制にも限界がある。また、行政で全ての道路の除排雪を行うには、莫大な経費と時間も要する。

このため、市民生活の早期復旧には、行政と地域、市民一人ひとりがそれぞれ役割を分担し、地域が一体となり連携して除雪に取り組み、市民生活と社会活動の早期回復を図っていく。



3 全体計画（除雪体制フロー）

○市内の観測点・気象台から情報提供をもとに、下図の体制で除雪を実施する。



除雪実施計画

1 降雪時の活動体制

円滑で迅速な除雪を実施するため、降雪時には以下のような活動体制を敷くものとする。

(1) 都市建設部の職員配備体制（除雪対策に関する体制）

幹線道路を中心とした除雪対策に関する活動体制は都市建設部内で編成・統括するものとする。なお、災害対策本部が設置された場合、都市建設部（除雪対策本部）は災害対策本部に統合し、同本部の指揮下に入るものとする。

第一次除雪体制（注意体制）...大雪注意報発令で土木課及び各地域自治センター建設課職員は必要に応じ出動体制をとる。

第二次除雪体制（警戒体制）...大雪警報発令で都市建設部土木課及び各地域自治センター建設課 24 時間交代で職場待機及び必要に応じ応援体制をとる。

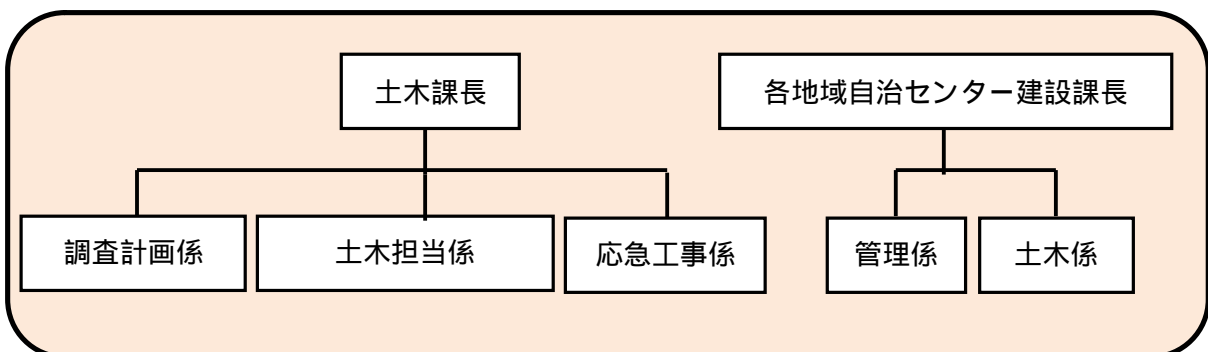
緊急除雪体制（レベル1）.....市内の観測点（上田・丸子）において、積雪量が概ね 20 cm以上になり、さらに積雪が見込まれるときに都市建設部土木課及び各地域自治センター建設課全体体制。（除雪対策本部設置）

緊急除雪体制（レベル2）.....市内の観測点（上田・丸子）において、積雪量が概ね 30 cm以上になり、さらに積雪が見込まれるときに都市建設部全課及び各地域自治センター建設課全体体制。

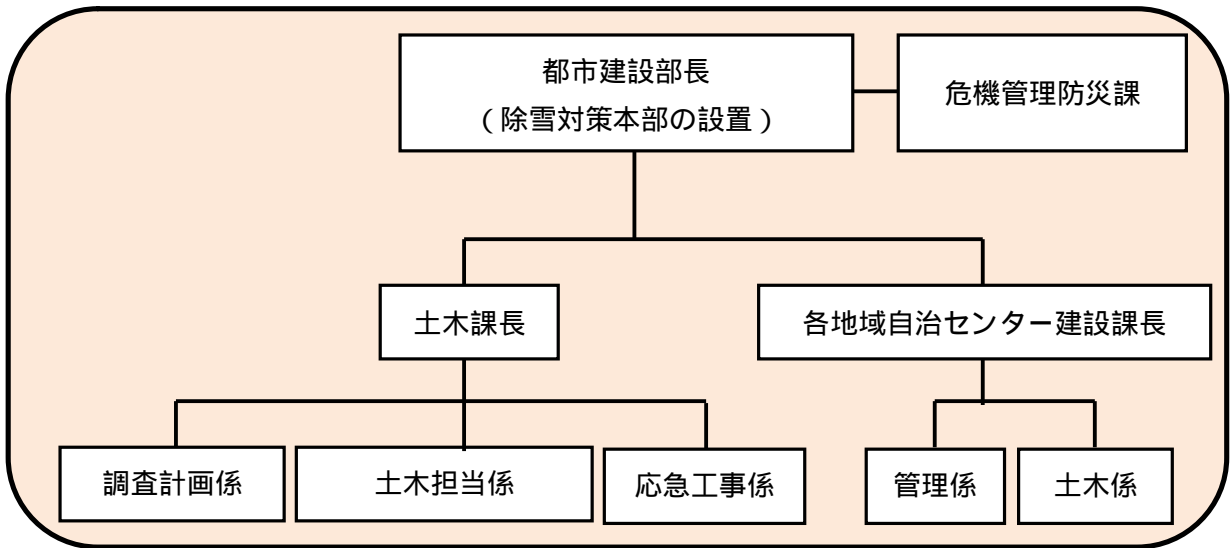
全体除雪体制.....市内の観測点（上田・丸子）において、積雪量が概ね 40 cm以上になり、さらに積雪が見込まれるときに災害対策本部体制をとる。（災害対策本部の設置）

災害対策本部が設置された場合、除雪対策本部は災害対策本部に統合

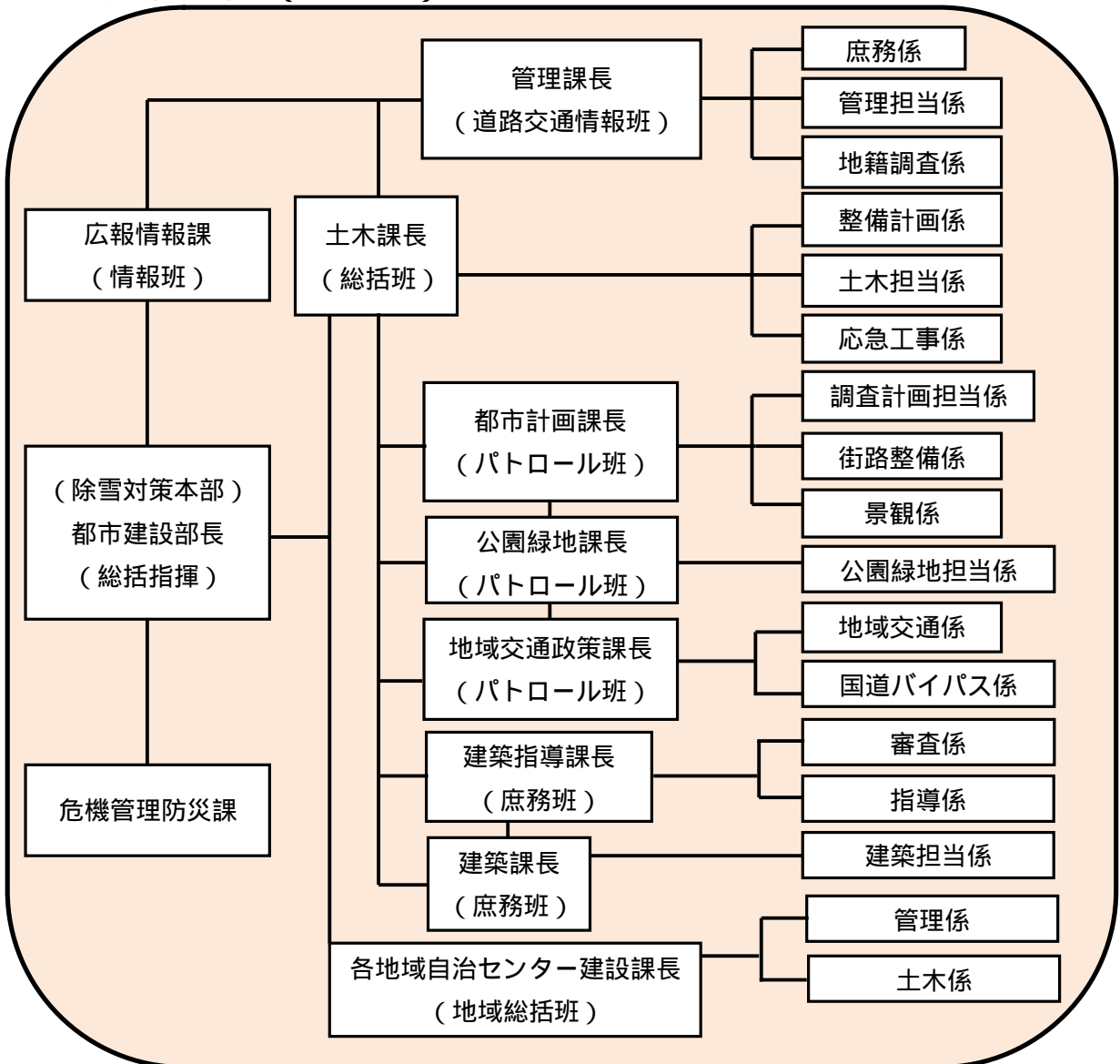
第一次除雪体制及び第二次除雪体制フロー



緊急除雪体制（レベル1）フロー



緊急除雪体制（レベル2）フロー



(2) その他部局の職員配備体制

都市建設部が対応する除雪箇所以外の除雪、雪害の発生に備えた初動体制、災害時要支援者宅等の除雪支援体制を確立するため、その他部局は「上田市職員応急対策活動マニュアル」(雪害時の活動体制)に基づいた職員の配備体制を敷くものとする。

【雪害時の職員配備体制】(「上田市職員応急対策活動マニュアル」より)

体制	決定権者	配備要員	配備基準
警戒 第1次体制	危機管理 防災課長	本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機とする)	気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合。注意報であっても災害の発生が予想される場合で、危機管理防災課長が必要と認めたとき。
警戒 第2次体制	市長	係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機)	1)気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間降雪の深さ20cm)を超え、さらに降雪が見込まれるとき。 2)災害が発生した場合又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。
緊急体制	市長	係長以上の全職員及び所属長が指名する職員(配備職員以外は自宅待機) 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(避難場所開設者、危機管理防災課及び地域振興課の職員、部長	1)気象庁が市域に係る気象に関する特別警報(暴風雪又は大雪)を発表した場合 2)長野地方気象台より暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 3)現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたと

		を除く)	き。
全体体制	市長	全職員 原則として、自分の所属に参集する。 自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子・真田・武石地域自治センターに参集する(避難場所開設者、危機管理防災課及び地域振興課の職員、部長を除く)	1) 全市域にわたって大災害が発生若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。 2) 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるとき(職員の自主判断)

注1) 長野地方気象台が発表する大雪関連の警報等の発表基準(平成25年11月11日現在)

【特別警報】数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

【警 報】菅平周辺: 12時間降雪の深さ25cm、菅平周辺を除く地域: 12時間降雪の深さ20cm

【注 意 報】菅平周辺: 12時間降雪の深さ15cm、菅平周辺を除く地域: 12時間降雪の深さ10cm

注2) 「降雪の深さ」は、市が独自に設置した積雪計の観測値及び長野地方気象台が発表する情報により判断する。

2 除雪活動計画

(1) 幹線道路の除雪

実施主体

都市建設部(土木課、各地域自治センター建設課)

除雪・除雪の出動基準は、その路線の重要度、沿道状況等を勘案して一次出動と二次出動の2段階で指定路線を設定し、降雪が下記の出動基準に達した場合、または受託者の自主判断及び担当課の指示により出動する。

一次出動路線【幹線道路】

- ・積雪が概ね10cm以上のときに出動する。
- ・峠等の路線は、積雪が10cmに達しない場合も状況により出動する。

二次出動路線【補助幹線】

- ・積雪が10cm以上で、気象状況等から引き続き降雪が予想される場合に出動する。
* 真田・武石地域においては、二次出動路線は設定しない。

緊急対応路線(レベル1)【緊急輸送路及び緊急告知病院搬送路】

- ・市内の観測点(上田・丸子)において、積雪量が概ね20cmを超え、さらに積雪が見込まれる場合は、都市建設部長(除雪対策本部設置)の指示により市指定の緊急輸送路及び救急告示病院への搬送路を確保する。

緊急対応路線(レベル2)【優先道路】

- ・市内の観測点(上田・丸子)において、積雪量が概ね30cmを超え、さらに積雪が

見込まれる場合は、都市建設部長（除雪対策本部）の指示により市指定の優先道路を確保する。

排雪

- ・大雪により除雪した結果、主要道路における幅員確保が困難となり、著しく通行に支障がある場合は、雪捨て場を指定して排雪作業を実施する。

凍結防止剤散布

- ・指定路線の路面が凍結または凍結の恐れがある場合、または受託者の自主判断及び担当課の指示により出動する。

(2) 生活道路の除雪 | 除雪実施主体 | 地域

各種計画・啓発等の取り組み主体：都市建設部（主管：土木課）

生活道路については、行政ですべてを対応することは難しいことから、沿線の市民や自治会及び事業所に協力をお願いする。

なお、各地域での円滑な除雪の実施に向け、自治会における地域除雪計画の作成や「自助・共助」による住民の協力体制づくり等を支援していく。

(3) 公共施設等の除雪

市の公共施設は、各施設を所管する関係部局が主体となって除雪等の対応にあたるものとする。なお、円滑かつ迅速な除雪の実施のため、各施設の所管課等は除雪実施箇所や人員配置等を示した「除雪実施計画」や対応マニュアル等をあらかじめ作成し、降雪時に備えた体制を整備しておく。

小中学校 | 除雪実施主体 | 各学校（教職員、児童・生徒）、PTA、地域

各種計画・啓発等の取り組み主体：教育委員会（主管：学校教育課）

学校施設は敷地面積が広く、また、除雪を必要とする場所も数多くある。そのため、積雪量によっては教職員や児童、生徒の力だけでは対応できない場合がある。また、休校日は児童、生徒がおらず、除雪作業にも限界がある。

よって、教育委員会や各学校長が中心となって、降雪時の対応を十分計画・検討しておくとともにPTAや地域の協力体制を構築しておく。

保育園・公立幼稚園 | 除雪実施主体 | 各園（保育士）、保護者会、地域

各種計画・啓発等の取り組み主体：こども未来部（主管：保育課）

保育園を休園にすると保護者が会社を休まざるを得ない事態が発生するため、大雪時でも休園にすることはなかなかできない施設であることから、こども未来部や各園の園長が中心となって、降雪時の対応を十分計画・検討しておくとともに保護

者会や地域の協力体制を構築しておく。

また、大雪時に備え、水や食料、灯油等のこまめな補充や備蓄に努めるとともに、いざという時に近隣の各園で融通して対応できる体制を整備しておく。

通学路・通園路	除雪実施主体	各学校、各園、PTA、保護者会、地域
各種計画・啓発等の取り組み主体：教育委員会（主管：学校教育課） こども未来部（主管：保育課）		

学校の通学路や保育園等の通園路は当然延長距離も長く、学校や園、PTA等の力だけでは到底対応できるものではなく、通学路の近隣住民など地域の協力が不可欠である。

教育委員会と各学校長、こども未来部と各園の園長が中心となって、PTAと保護者会、そして各地域への理解と協力を呼びかけ、安全な通学路・通園路の確保に向けた協力体制づくりに取り組む。

その他公共施設	除雪実施主体	各施設を所管する関係部局の職員
各種計画・啓発等の取り組み主体：各施設管理者		

各公共施設を所管する施設管理者は、除雪の開始時期や職員招集のタイミング、除雪実施場所、人員配置、必要な資器材の確保など、降雪量に応じた体制や計画、対応マニュアル等を作成し、大雪に備えた除雪体制をあらかじめ整えておくとともに、災害時における応急・復旧対策活動や各課業務の継続等も踏まえた職員の配備体制を整備しておく。

(4) 要支援者宅の除雪 除雪対応等 | **市、民生児童委員、地域、関係団体、ボランティア**

各種計画・啓発等の取り組み主体：健康福祉部（主管：福祉課、高齢者介護課）

一人暮らしのお年寄りや障害者などの災害時要支援者は除雪に限らず、地震等の災害発生時には最も立場が弱く、また被災する可能性も高いことから、隣近所や地域の協力や助けが非常に重要である。

市と地域、関係団体等が連携して災害時要支援者宅の除雪等に対応するとともに、災害に備え、以下の取り組みを実施・推進していく。

- 自治会や民生児童委員、社会福祉協議会等の関係団体と協力・連携して除雪等の対応にあたる体制の整備
- 「住民支え合いマップ」の活用とマップの定期的な更新・見直し
- 市民ボランティアの活用も視野に入れ、いざという時、ボランティアの受け入れ等がスムーズにできるよう準備

(5) 排雪場所の確保 | 実施主体 | **都市建設部（土木課、各地域自治センター建設課）**

大雪時に対応できるように、上田市の公共施設や河川敷などを公共の雪捨て場として確保し、必要に応じ雪捨て場の開設及び管理を行うものとする。

3 その他の活動計画

雪害等の発生に備え、各部局（対策部・班）は市民等に対する注意喚起や必要な応急対策の実施など、「上田市職員応急対策活動マニュアル」の各役割に応じた応急活動や各部局・課の業務継続を踏まえた対策等を実施する。

4 除雪に対する支援・補助

(1) 除雪機購入の補助

小型除雪機購入の8/10を補助（限度額60万円）する。（自治会・区が対象）

(2) その他除雪等への支援・補助

大雪等により雪害が発生し、災害対策本部が公的補助の必要性を認めた場合に限り、市は各自治会が独自で実施した除雪経費の一部負担や交付金の交付、被害の程度に応じた見舞金等の支給を行う。（雪害対策交付金の交付、災害見舞金の支給）

(除雪路線図 / 別紙)

情報の収集・伝達

1 情報の受発信体制

各部局（対策部・班）は「上田市職員応急対策活動マニュアル」の役割に応じ、災害（雪害）の発生前・発生時・発生後の各段階において必要な各種情報の収集と現状把握に努め、庁内における情報の共有を図るとともに、関係機関や市民等に対し迅速かつタイムリーな情報提供を行うものとする。

その際、情報の収集と集約、発信に混乱や遅延が生じないよう各部局（対策部・班）に連絡要員を配置するなど、円滑な情報受発信体制を敷くものとする。

なお、情報の集約及び庁内共有する仕組み・方法等については、別途マニュアルで示す。

2 情報の伝達手段

ホームページやメール配信、有線放送など、様々な媒体を活用して広く情報発信を行っていくものとする。

なお、情報伝達にあたっては、インターネットに不慣れな市民や観光客など、世代や立場による情報格差にも配慮し、状況に応じて自治会や民生児童委員等を通じて情報提供を行うなど、最も効果的な伝達手段や媒体を選択して実施するものとする。

3 啓発活動

除雪への協力や雪害への備え、家庭における食料の備蓄など、平時における啓発活動を適宜実施し、除雪への協力と理解を呼びかけておくものとする。



上田市除雪方針
(大雪災害に備えて)

上田市災害検証チーム
(危機管理防災課)

平成26年12月
